

この施策の目標

交通事故に対する調査分析、街頭指導や啓発活動、年代に応じた交通安全教育など、交通事故から市民の生命、身体および財産を守るため、交通安全意識の高揚や交通ルールの遵守、交通マナーの向上に取り組み、交通死亡事故および負傷者数の減少を目指します。

この施策の現状

- 交通事故は、全国レベルでは年々減少しており、本市においても減少傾向にあります。しかし、平成22年12月末日の全国平均との比較（10万人規模換算）では、本市の交通事故死者は3倍近い状況となっています。
- 平成22年1月1日から12月31日までの交通事故死者21人のうち、65歳以上の高齢者の方が10人亡くなられており、なかでも歩行中に交通事故の犠牲となった方は6人です。また、夜間における交通死亡事故は全体（21件）の約6割にあたる13件となっています。

■交通事故の推移

	H18	H19	H20	H21	H22
人身事故（件）	1,256	1,252	1,128	1,130	1,036
傷者（人）	1,668	1,617	1,492	1,538	1,355
死者（人）	20	10	14	13	21
全国ワースト順位 （順位/全国10万人 以上都市数）	7/257	48/261	7/261	13/262	1/265

この施策の課題

- 日ごろから交通安全に対する意識と安全運転に心がけるため、幅広い年齢層に効果的で効率的な啓発活動を行うとともに、学校や住民協議会、関係団体などとの連携による市民の自主的かつ主体的な交通安全活動を促進していく必要があります。
- 夜間の歩行者は夜光反射材を着用していないと交通事故に遭う可能性が高いことから、とくに高齢者の着用率を高めていくことが求められています。
- 高齢者に対する交通安全教育は老人会（クラブ）を中心に行っていますが、平成22年6月現在、高齢者の老人会（クラブ）等への加入率が約2割と低く、加入していない高齢者への交通安全教育が必要となっています。

施策の展開

《重点施策》

○ 交通安全意識の高揚

地域で推薦されている交通指導員による歩行者や運転者への交通指導の実施や、警察や地域、学校と連携した交通安全街頭指導を実施します。また、各種イベントやキャンペーンの実施、夜光反射材などの啓発物品を配布し、交通安全意識の高揚に取り組みます。

○ 交通安全教室の実施

警察や関係団体などと連携し、交通安全教育指導員「とまとーず」による交通安全教育を、おもに高齢者や子どもを対象として実施するとともに、幼児や低学年の児童を持つ親への交通安全教育を実施します。また、自転車の運転マナーと放置防止について啓発していきます。

《主要施策》

○ 交通環境整備の調査分析

交通死亡事故に重点をおき、警察などの関係機関と連携し、交通事故原因について客観的な分析を行い、交通事故を抑止する具体的な交通安全対策を展開していきます。

[関連する計画]

- 松阪市交通安全計画（平成 23 年度～平成 27 年度）

[関連する施策]

- 施策 5-7 道路・河川（P.100）

この施策の目標

台風や集中豪雨、地震などの自然災害や、近年発生が予測される東海・東南海・南海地震の大規模災害、さらには武力攻撃や大規模テロなどから市民の生命、身体および財産を守るために、地域住民や各種団体、国、県、警察、企業などの関係機関と連携し、松阪市地域防災計画等に基づき、都市基盤や防災設備の整備を進め、総合的かつ計画的な防災対策と防災危機管理体制を充実します。

また、食料品や日用品などの販売業者と災害時支援協定を締結し、災害に強いまちづくりを目指します。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
災害時支援協定件数	28 件	34 件

この施策の現状

- 台風や集中豪雨時には、三重県「土砂災害危険区域図」等に掲載されているように、中山間地域で地すべりや山崩れの恐れのある危険箇所が、また、「松阪市津波ハザードマップ・洪水ハザードマップ」等に掲載しているように、市街地においても浸水が懸念される地域があります。
- 自治会連合会と協働で実施する防災研究会や、自治会を単位とする自主防災組織の育成に取り組んでいますが、地域による温度差が今なお存在しています。
- 一般木造住宅の無料耐震診断や、耐震補強設計および耐震補強工事に対する補助事業を実施するなどして住宅の耐震化に取り組んでいますが、近年は、制度の利用率が低迷しています。

この施策の課題

- 地震対策として、一般木造住宅の耐震補強や家具の転倒防止など被害を最小限に抑えるための対策が求められています。
- 非常時における迅速な情報収集や伝達システムとして防災行政無線の整備を進めていますが、加えて他の情報伝達（複数のチャンネル）の構築が必要です。
- 災害発生後の避難生活に備え、市で災害用備蓄食（約3万食）や毛布、飲料水、ろ過機、発電機等を備蓄していますが、十分な避難生活のためには個人レベルでの備蓄が必要です。
- 災害発生時に迅速に地域で助けあい、支えあうため、自主防災組織の育成が求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 地震対策の充実

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された一般木造住宅の耐震診断、耐震補強や家具の固定、耐震シェルターの設置などを進めます。また、倒壊する危険性のある家屋や塀、家具等の転倒防災対策を行う必要性を周知し、大規模災害時の被害を最小限に抑えます。

○ 自主防災・地域防災体制の強化

自主防災組織の結成の促進とその育成指導を図り、災害発生時に迅速に地域で助けあう「共助」の仕組みを構築します。とくに一人暮らしの高齢者や障がい者等については、地域で支えられる仕組みの構築に取り組んでいきます。また、食料品や日用品などの販売業者と災害時支援協定を締結し、災害に強いまちをつくります。

○ 防災意識の高揚

市民向けの防災講座、幼保育園や小学校等で上演している防災紙芝居、自治会連合会との協働による減災対策の研修会などを開催し、地域および市民一人ひとりに「公助」に頼らない「自助」「共助」の防災意識を高めていきます。また、総合防災訓練などを通じ、「自助」「共助」「公助」が効果的に連携できるように取り組みます。

《主要施策》

○ 情報伝達と避難体制の充実

地震警報などの緊急告知（注意喚起）やその他必要な情報の伝達を迅速かつ系統的に行うため、防災行政無線や災害時に発信できる携帯メール等の伝達体制を整えます。また、災害発生時に必要な食料、飲料水、毛布、非常用浄水器、避難所用簡易間仕切りなどの備蓄を行います。

○ 関係機関との連携と応援体制の充実

防災関係機関、医療機関、他自治体との連携強化および応援体制の充実を図り「公助」の機能を充実します。

[関連する計画]

- 松阪市地域防災計画（平成 22 年度修正）
- 松阪市国民保護計画（平成 22 年度修正）

[関連する施策]

- 施策 5-3 消防・救急・救助（P.92）
- 施策 5-7 道路・河川（P.100）

この施策の目標

市民の生命、身体および財産を守るため、複雑・多様化するさまざまな災害に対応するとともに、災害による被害を最小限に抑え、消防組織の基本理念である市民の「安全・安心」の確保を目指します。

消防施設の整備はもとより、高度な技術や知識を備えた人材の確保による消防力の向上を図り、消防・救急・救助体制の充実強化に取り組みます。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
住宅用火災警報器の設置率	62.3%	80%
耐震性貯水槽数	127 か所	149 か所

この施策の現状

- 都市化や社会環境の変化などを背景に各種災害は大規模化、多様化する傾向にあり、全国各地では突発的な集中豪雨など大規模な自然災害が多発しています。また、複雑・多様化する火災に加え、新型インフルエンザ等の新たな感染症に対する市民の不安や関心は高まっています。
- 近年、救急車による搬送人数は、4年連続で1万人を超えており、同規模の管轄人口を持つ全国の消防本部の平均搬送人数と比べ、年間約2,000人～3,000人多い状況にあります。このため、今後は、重症患者への対応の遅れや救急搬送時間の遅延が危惧されています。
- 「松阪地区救急相談ダイヤル24」の開設後1年間の相談件数は12,867件、救急搬送人数は12,697人(軽症者割合60.4%)で、開始前の1年間(軽症者割合66.4%)と比べ軽症者の割合は6ポイント減少し、その効果が示されています。

この施策の課題

- 「松阪地区救急相談ダイヤル24」の利用を促進するなど、救急車の適正利用の啓発を行う必要があります。
- 災害に対する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、国が示している「消防力の整備指針」に基づき、消防体制の充実強化を図る必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 救急相談事業の推進

救急車の適正利用を進めるため、救急相談が24時間無料で利用できる「松阪地区救急相談ダイヤル24」の適切な運用と利用促進に取り組みます。

○ 松阪地区広域消防組合（常備）・松阪市消防団（非常備）消防体制の整備

消防力の整備指針に基づき、消防車両等の適正な配置や消防技術の向上など消防体制の充実強化に取り組みます。また、地域の安全安心の中核をなす消防団組織の活性化と消防団活動の充実強化に取り組みます。

○ 救急体制の強化

松阪地区医師会や総合病院などの関係機関との連携を密にし、救急体制の充実を目指します。また、事故現場に居合わせた方（バイスタンダー）の早い通報と適切な応急手当が必要なため、市民や事業所に対し、AED（自動体外式除細動器）を取り入れた救命講習会を開催し、その普及啓発に取り組みます。

《主要施策》

○ 火災等各種災害予防の推進

住宅用火災警報器の設置を推進し、住宅火災による災害弱者の死傷者減少に取り組みます。

○ 自主防災体制の強化

自主防災組織の育成指導および消防職団員OBで組織する松阪地区消防支援隊の活性化に努め、地域の防災力を強化します。

○ 予防指導の強化

防火管理者に対する指導および査察体制を強化するなど事業所等の防火意識の高揚に取り組みます。

○ 消防水利の整備

災害時に活用する消防水利を確保するため、既存水利の整備保全と耐震性貯水槽の計画的な設置に取り組みます。

○ 救助体制の強化

特別救助隊員および水難・山岳救助等に従事する救助隊員に対する教養・訓練の充実を図るなど救助体制を強化します。

[関連する施策]

- 施策1-1 救急医療（P.34）
- 施策5-2 防災（P.90）

この施策の目標

市民や地域、事業者、警察をはじめ、松阪地区生活安全協会等の関係機関・団体との協働および連携を強化し、一体となった諸活動を展開することで、「犯罪のない」、「犯罪被害に遭わない」、「暴力のない」安全で安心な明るい地域社会の実現を目指します。

この施策の現状

- 刑法犯認知件数は、松阪警察署管内で平成14年の4,211件をピークに平成20年の2,526件まで6年連続で減少してきましたが、平成21年には2,645件となり、県内および松阪警察署管内で増加に転じてきています。
- 地域や他人への無関心や社会全体の規律意識の低下が、生活に身近な犯罪を増加させています。具体的には、自転車盗(H21:490件)、車上ねらい(同:353件)、空き巣等の窃盗犯(同:2,078件)が大きな割合を占めており、一人ひとりが締錠などの防犯対策を講じていれば未然に防止できた犯罪も多数存在します。
- 松阪警察署や教育委員会など関係機関と連携して注意喚起メールの配信や青色回転灯装備車などによる防犯パトロールを実施していますが、子どもや女性を狙った声かけ事案(不審者情報)(H21:95件)が多発しています。

この施策の課題

- 生活に身近な犯罪が多発傾向にあることから、一人ひとりの防犯対策や防犯意識をより高める必要があります。
- 地域での自主防犯活動団体が平成22年11月1日現在で36団体が発足しており、その活動も活性化していますが、依然として地域間での温度差があることから、「市民皆防犯パトロール隊」という意識の高揚とともに一体的な活動に対する取り組みが必要です。
- 平成4年の「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の施行後、警察による取締りも強化されていますが、市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動を発展させるためにも、引き続き暴力団排除活動の推進が必要です。
- 強盗や性犯罪、殺人等の凶悪事件の被害者となった犯罪被害者への心身ケアやサポートについて、「みえ犯罪被害者総合支援センター」と連携し犯罪被害者支援を行っていますが、行政の横断的な支援対策が求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 防犯対策の充実

警察などと連携した防犯講習会の開催や訓練等を実施し、市民や地域の防犯対策を支援します。

○ 暴力追放運動の推進

警察や暴力追放センターなどの関係機関との連携や、各種イベントでの啓発などにより、暴力団追放三ない運動「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」に地域や企業ぐるみで取り組みます。

○ 防犯意識の高揚

松阪市安全・安心施策推進協議会の取り組みと、松阪地区生活安全協会との連携強化により市民の防犯意識を高めます。

《主要施策》

○ 防犯啓発および防犯対策の推進

各種イベント等で犯罪情勢の情報提供や犯罪対策の啓発を推進するとともに、防犯アンケート等を実施するなどして防犯意識の実態把握と今後の対策等を検討します。

○ 自主防犯活動の組織化および活動支援

松阪地区生活安全協会の支援を強化するとともに自治会連合会防犯研究会と連携し、地域での青色回転灯装備車による防犯パトロールや自主的な防犯活動の活性化に取り組みます。

○ 犯罪抑止設備（防犯灯等）の整備促進

防犯灯の設置や地域で危険箇所等の点検を行うことで、犯罪が発生しにくい環境づくりを進め、犯罪抑止に取り組みます。

○ 地域や関係機関との連携の強化

松阪警察署、松阪地区生活安全協会、自治会連合会等と連携することで情報を共有し、効果的かつ効率的な防犯活動を展開します。

[関連する計画]

- ・松阪市生活安全・安心基本計画（平成 20 年度～平成 27 年度）

この施策の目標

市民一人ひとりが環境保全への意識を持ち、安全で快適に暮らすことができる生活環境を維持していくことで、環境に配慮したやさしいまちづくりを実践し、うるおいある豊かな環境を守り、そして次世代へと受け継いでいくことを目指します。

この施策の現状

- 本市は、広大な市域の中に山林から海まで豊かな自然を有し、そこには多様な生態系を育んでいますが、便利な暮らしを求め続けるライフスタイルは、環境への負荷を増大させ、その影響は豊かな自然環境まで深刻な影響を与えています。
- 地球温暖化などの環境悪化が懸念されるなか、太陽光や木質バイオマス等の環境にやさしい新エネルギーへの関心が高まっていますが、ノウハウの少なさやコストの問題から、広く普及されていない状況にあります。
- ペットの飼育や浄化槽の不適切な管理によって近隣トラブルが起っています。

この施策の課題

- 環境問題は一人ひとりの問題であるという意識のもと、市民それぞれが日ごろから環境にやさしい行動を実践していく必要があります。
- 新エネルギーなど脱温暖化への取り組みを実践していくためには、市民の意識を高めるとともに、地域振興や産業振興の面から、地域レベルで導入していくよう検討していくことが求められています。
- 環境衛生における近隣公害の解決には、個々のモラルの向上を図るとともに、衛生面のソフトとハードの整備と、それらの適正な維持管理が必要です。

施策の展開

《重点施策》

○ 環境にやさしい活動の実践

松阪市環境パートナーシップ会議を中心として効果的な啓発などを行い、市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、環境にやさしい活動を促していきます。

○ 環境マネジメントプログラムの推進

既存の環境マネジメントシステムや、現行の環境基本計画を見直し、新しい環境マネジメントプログラムに基づいた環境にやさしい取り組みを進めます。

《主要施策》

○ 環境監視体制の充実

各種環境調査や公害防止協定事業場調査を引き続き行っていくとともに、関係機関と連携して、公害防止への指導や啓発を行います。

○ 地球環境問題への取り組み

地球にやさしいまちの実現に向けて、自然環境や地域資源を活用した新エネルギーの活用など、脱温暖化への効果的な取り組みを進めます。

○ 合併処理浄化槽の設置促進

生活排水の適正な処理を行うために、合併処理浄化槽の設置を進めるとともに、関係機関と連携して、浄化槽の適正な維持管理の啓発を行います。

○ 動物愛護意識の高揚

ペットの適正飼養向上のために、関係機関と連携して啓発等を行い、市民の動物愛護の意識を高めます。

○ 斎場（火葬場）・霊苑施設の利便性の向上

利用者ニーズの把握を行うなど、斎場（火葬場）や霊苑施設の利便性の向上に取り組めます。

[関連する計画]

- 松阪市環境基本計画（平成 19 年度～平成 27 年度）
- 松阪市地域新エネルギービジョン（平成 19 年度～）
- 松阪市生活排水処理基本計画（平成 20 年度～）
- 地球温暖化対策率先実行計画（平成 19 年度～平成 23 年度）

この施策の目標

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を基本として、市民・事業者・行政が連携してごみの適正な処理を行うとともに、ごみの発生抑制と再利用の促進を図ることで、資源を有効に利用できる循環型のまちづくりを目指します。

項目	現状（H21）	目標（H25）
ごみ量	60,506 t	59,569 t
集団回収量	5,536 t	7,497 t
一人一日当たりのごみの排出量	970 g	968 g
リサイクル量	18%	29%

※一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の、平成27年度の目標値「ごみ量 58,541 t、一人一日当たりのごみの排出量 956 g、リサイクル率 30%」に基づき、平成25年度の排出量見込みを算出しています。

この施策の現状

- 3R の考え方を基本として、さまざまな視点からごみ減量と資源化の啓発を行うことで、ごみ処理に対する市民の関心が高まり、近年はごみの減量と資源化において一定の効果が表れてきています。
- 市内のごみ処理施設は老朽化が懸念されており、将来のごみ処理一元化やリサイクルの啓発施設の必要性などを見据えて、ソフトとハードの両面から整備することが求められています。

この施策の課題

- 適正なごみ処理やごみの資源化には、市民や事業者など、個々のごみに対する意識を向上し、地域社会全体で連携した取り組みを行っていく必要があります。
- 地域振興局管内では、現在も市外の処理施設でごみ処理が行われていることから、新しい処理施設によるごみ処理一元化の実現が求められています。
- 不法投棄対策を進め、まちの美化に対する市民の意識を高める必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ ごみ処理一元化の推進

新ごみ処理施設の整備を行い、施設の老朽化への対応とともに、全市的なごみ処理一元化の実現を図ります。

○ ごみ減量と再利用の推進

3R の取り組みを推進し、ごみ減量と資源化に対する市民や事業者の意識の向上と、実践に向けて取り組みます。

○ 不法投棄防止の啓発

不法投棄防止監視パトロールを行うなど、家電製品等の不法投棄への監視強化と、不法投棄防止のための啓発を行います。

《主要施策》

○ 環境教育・啓発の推進

新リサイクルセンターを活用し、3R を推進する市民団体の育成や学習を行うとともに、幼稚園や学校で環境保全の取り組みを実践することで、子どもから大人まですべての市民のごみ減量化に対する意識が高まるよう取り組みます。

○ 資源物回収の推進

資源物の回収数・回収量を増加するとともに、市民が資源物を出しやすい環境づくりに地域で取り組むことにより、ごみの減量と資源化を進めます。

○ 指定ごみ袋の導入

指定ごみ袋の導入を行い、ごみ減量と分別の適正化や収集作業の安全性の確保、ごみ出しマナーなどの向上を図ります。

[関連する計画]

- 松阪市環境基本計画（平成 19 年度～平成 27 年度）
- 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 19 年度～平成 33 年度）
- ごみ処理基盤施設建設基本計画（平成 21 年度～平成 35 年度）

この施策の目標

市民の生活に必要な不可欠な生活基盤である道路や河川の整備を進めることにより、自然災害や交通災害から市民のいのちを守るとともに、快適な生活空間の確保を目指したまちづくりを行います。

項目	現状（H22）	目標（H25）
都市計画道路の整備率	44.8%	47.0%
橋りょう耐震補強の整備数	30 橋	34 橋
河川改修（九手川・真盛川・中川）の整備延長	628m	1,558m

この施策の現状

- 松阪市の道路状況は、依然として交通渋滞が多く発生しているとともに、救急車・消防車等の緊急車両の進入が困難な道路が多い状況にあります。また、歩行者や自動車などの安全な交通の確保のため、幹線道路等の整備が求められています。
- 道路・橋りょう等の施設は老朽化が進み、災害時における橋りょうの機能確保への対策と適正な維持管理が求められています。
- 市内には、一級河川である櫛田川、雲出川、中村川をはじめ多くの河川が流れていますが、これらの河川は未改修部分も多く、また近年の開発にともなう流量も増大しており、台風や集中豪雨等による浸水被害が懸念されています。

この施策の課題

- 慢性的な渋滞の解消や、大規模災害時の緊急避難路および輸送路としての役割を果たすため、広域幹線道路網の整備や橋りょうの耐震補強を進める必要があります。
- 歩道の設置や道路の拡幅等の整備を進めるとともに、歩行者の安全確保、交通環境の向上を目指すとともに、道路・橋りょうの適正な維持管理を行う必要があります。
- 大雨や集中豪雨による浸水被害の軽減に向けて、河川改修や排水対策を進める必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 幹線道路網の整備

交通環境の向上や、都市間連携の強化を図るため、広域幹線道路や市内幹線道路等の整備を行います。

○ 浸水対策の推進

弱小堤防の強化、河床掘削、堤防・護岸の整備などの河川改修を進め、大雨や集中豪雨による河川の増水や浸水被害の軽減に取り組みます。

○ 道路の安全対策の推進

安全で安心な交通環境の確保のため、交通安全施設（ガードレール、カーブミラー等）の整備や交差点改良、歩道の整備などを行います。

《主要施策》

○ 橋りょうの耐震補強整備

大規模災害時の緊急避難路や輸送路の確保のため、橋りょうの耐震補強を行います。

○ 道路・橋りょうの適正な維持管理

市民生活に身近な市道の整備と維持管理を行うとともに、橋りょうの老朽化に対応するため、橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、予防的修繕や計画的な架け替えを進めます。

[関連する計画]

- 松阪市都市計画マスタープラン（平成 20 年度～平成 37 年度）

[関連する施策]

- 施策 1-4 地域福祉（P.40）「交通バリアフリーの推進」
- 施策 5-1 交通安全（P.88）
- 施策 5-2 防災（P.90）
- 施策 5-10 下水道（P.106）

この施策の目標

公営住宅の長寿命化計画を定め、予防保全的な維持管理を行うことで、安全で快適な住環境の確保を目指します。

また、スポーツ・レクリエーションなど多様化する市民のニーズに対応した公園の整備に取り組むことで、市民の憩いや交流の場となるような、魅力的な公園を提供します。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
市営住宅の屋上改修	80 棟	105 棟
一人当たりの都市公園面積率*	8.5m ²	9.1m ²

この施策の現状

- 本市は現在、市営住宅 39 団地に 1,685 戸のストックを有していますが、このうち昭和 40 年から 50 年代に建設された団地は、建物および施設の老朽化が著しいのがみられます。
- 都市公園は、中部台運動公園、鈴の森公園、街区公園など 343 か所の公園が設置されていますが、一人当たりの公園面積は 8.5m²であり、県平均 9.2m²、国平均 9.6m²を下回っている状況です。また、身近な公園として機能する住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の整備水準が低いことから、市内全体でバランスのとれた公園配置が求められています。

この施策の課題

- 市営住宅の適正な維持保全のため、効率的で効果的な事業計画に基づくストックの管理や、維持管理、早期の建て替えが求められています。
- 多様化する市民のスポーツ・レクリエーションの需要に対応するため、総合運動公園等の整備を進める必要があります。
- 地域住民の憩いの場として身近な公園に対する要望があることから、住宅団地等の開発により設置される公園、緑地の整備については指導を行い、また、既存の公園については、幼児から高齢者までが安全に利用できるように施設の計画的な改修や安全管理を強化する必要があります。

* 都市公園の総面積を都市計画区域内人口で割り出した数値。

施策の展開

《重点施策》

○ 公営住宅のストック管理

老朽化が進む公営住宅について、屋上の防水や外壁改修などの予防保全的な改善と適正な維持管理を行い、公営住宅の快適な住環境の確保と長期的な活用を図ります。

○ 総合運動公園の整備促進

スポーツやレクリエーションに対する多様なニーズに対応し、市民が気軽にスポーツに親しめる環境を整えるため、多目的な競技運動施設やジョギングコースなどを整備します。

《主要施策》

○ 身近な公園の整備推進

身近な公園・緑地の確保に向け、新たな民間による宅地開発事業等において、公園・緑地の整備について指導を行います。

○ 公園施設の整備・充実

市民の多様なニーズに対応し、市民が安心して気軽に利用できるよう、施設の整備に取り組めます。

[関連する計画]

- ・松阪市社会資本総合整備計画（住宅）（平成 23 年度～平成 27 年度）
- ・松阪市都市計画マスタープラン（平成 20 年度～平成 37 年度）

施策5-9 上水道および簡易水道

主担当：上下水道部／上下水道総務課
上水道建設課
水源管理課

この施策の目標

水道水は市民の生活を支えるライフラインとして欠かせないものであるため、安全・安心で良質な水道水を、安定して供給していくことを目指します。

項目	現状 (H21)	目標 (H25)
基幹水道構造物の耐震化	9 施設	17 施設
基幹管路の耐震化率	20.8%	25%
波瀬簡易水道浄水場統合	4 浄水場	2 浄水場

この施策の現状

- 水道水の供給開始から 60 年あまりが経過し、水道施設の老朽化が進んでいます。また、近い将来に発生が予想される大規模地震への対応もあわせて、施設や管路の耐震化と老朽化した施設の整備が求められています。
- 飯高管内の簡易水道施設は、20 年以上が経過しており、施設能力の低下が著しいことから施設の更新時期を迎えています。

この施策の課題

- 基幹施設は緊急性に依りて耐震化を進めているものの、老朽化と処理容量の不足から、新設が必要な施設があります。
- 管路については、高いレベルの耐震性が求められている基幹管路や、布設から 40 年以上が経過した老朽管は、順次耐震性のあるものに取り替えが必要です。また、配水区域への配水の状況に依りて、管路のループ化やバイパス管の整備が必要です。
- 飯高管内における山間地での安定した水道水の供給に向けて、簡易水道施設の効率的な施設整備を進める必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 基幹水道施設の耐震化

老朽化が進む配水施設の大規模地震に備えた耐震化の整備を進めます。

○ 管路の整備

基幹管路や老朽管を、耐震性のある管への取り替えを進めるとともに、管路のループ化やバイパス管の整備を行います。

《主要施策》

○ 簡易水道施設の整備

施設の老朽化が進む飯高管内の統合波瀬簡易水道と西部簡易水道の整備を進め、山間地での安定した配水に取り組むとともに、朝見簡易水道も含め上水道との統合を進めます。

○ 安全で良質な水道水の供給

安全で安心な水道水の安定供給に向けて、監視体制を充実するとともに、水源地域の水質保全への対策を行います。

[関連する計画]

・松阪市水道ビジョン（平成 20 年度～平成 37 年度）

この施策の目標

汚水の適正な排除により市民の快適な生活環境を確保するとともに、雨水の排除による浸水被害の軽減を図ることで、安全で快適に暮らせるまちづくりを目指します。また、汚水の処理を行うことによって河川の水質を保全し、豊かな自然環境を守ります。

項目	現状（H21）	目標（H25）
下水道の普及	39.9%	48.0%
雨水整備面積	54.1%	54.5%

この施策の現状

- 下水道は、快適な住環境の整備や公共用水域の水質保全などの重要な役割を担い、その必要性が高まっていますが、下水道普及率は39.9%にとどまっており、全国平均の73.7%を大きく下回っています。また、汚水処理区域面積は平成21年度末で1,525haですが、これは計画面積の30%程度にとどまっています。
- 浸水被害を防ぐための雨水排水用のポンプ場は、著しく老朽化が進んだ施設があり、その維持管理が難しい状況にあります。

この施策の課題

- 下水道事業の推進にあたっては、多額の費用と期間を要することから、長期的な整備計画に基づいて行う必要があります。
- 老朽化した雨水処理ポンプ場の更新を計画的に行い、的確な浸水対策事業を行う必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 雨水ポンプ場施設の整備と更新

集中豪雨での増水時など、緊急時には即座に対応できるよう日常の点検整備を行うとともに、計画的に設備の更新を行います。

○ 適正な排水処理の推進

汚水管渠の整備を進めるとともに、家庭や事業所に下水道への接続を促すことで、生活排水や事業排水の適正処理を行います。

○ 浸水被害への対策

浸水を防ぐための雨水管渠を整備し、大雨や集中豪雨による浸水被害からまちを守ります。

《主要施策》

○ 水洗化の促進

一般家庭や事業場に対して啓発や助成を行うとともに、毎年9月10日を「下水道の日」として啓発活動を行うことで、水洗化への意識の高揚と整備を促します。

[関連する施策]

◦ 施策5-7 道路・河川 (P.100)